

平成 2 5 事業年度事業計画

平成 2 5 事業年度において、当機構は、小型船舶の検査、小型船舶に設置される原動機からの窒素酸化物の放出量確認及び小型船舶の登録に関する国の代行機関としての重要な役割を十分認識し、小型船舶の安全確保、小型船舶に起因する海洋汚染等の防止及び小型船舶を利用した諸活動の健全な発達に寄与するため、以下の事業を実施するものとする。

1 . 検査検定業務

(1) 検査検定等の業務

- 定期検査及び中間検査
- 臨時検査及び臨時航行検査
- 予備検査
- 検定
- 準備検査
- 標準適合検査
- 船舶検査証書の書換・再交付等
- 検査情報等の提供

(2) 検査検定等の業務の円滑な遂行のための業務

- 検査検定業務の実施方法の策定及び見直し
- 検査場等の整備
- 職員の研修

(3) 検査検定業務に係る調査、企画業務

(4) 受検案内等広報の業務

- 小型船舶に関する安全思想の普及、検査制度の周知等の広報
- 小型船舶の所有者に対する受検案内等の受検時期の周知

2 . 原動機放出量確認等業務

(1) 原動機放出量確認等の業務

- 原動機からの窒素酸化物の放出量の確認
- 原動機取扱手引書の承認
- 国際大気汚染防止原動機証書の交付・書換等
- 原動機放出量確認等に係る情報の提供

- (2) 原動機放出量確認等の業務の円滑な遂行のための業務
原動機放出量確認等の業務の実施方法の策定及び見直し
職員の研修
- (3) 原動機放出量確認等の業務に係る調査、企画業務
- (4) 原動機放出量確認等に関する広報業務

3 . 登録測度業務

- (1) 登録測度等の業務
新規登録
変更登録、移転登録、抹消登録その他の登録
総トン数の測度
登録事項証明書等の交付
現存船等への船体識別番号の打刻
船舶番号用県名ステッカーの提供
登録情報等の提供
- (2) 登録測度等の業務の円滑な遂行のための業務
登録測度の業務の実施方法の策定及び見直し
職員の研修
- (3) 登録測度業務に係る調査、企画業務
- (4) 登録等に関する広報業務

4 . 調査、試験及び研究業務

- (1) 調査、試験及び研究等の業務
波浪中を航走する小型高速旅客船における乗客の安全性に関する調査研究
小型船舶の復原性に関する調査研究
小型船舶に係る規制等の状況調査
小型船舶に係る国際規制の取入れに関する調査研究（継続）
上記の他、社会的要請により緊急に対応が必要な調査研究
- (2) 調査、試験及び研究等に関する広報業務